

東村山市障害者自立支援協議会の運営について

1. 基本方針

東村山市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の趣旨に従い、また、地域の関係機関等からの意見を伺いながら、この度、東村山市障害者自立支援協議会を設置することとしました。

この協議会では、地域の諸課題を整理しながら、当市の社会資源の整備・推進を図り、課題解決の協議の場として、以下の活動を行います。

- (1) 地域の関係機関による障害者相談支援ネットワークの構築等に関すること。
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項に関すること。

※参考 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋（協議会の設置）

第 89 条の 3 地方公共団体は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等という。」）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2. 組織体制とその役割

(1) 定例会

学識経験者、相談支援事業所、障害者施設、関係機関等を中心とした基本方針の策定や課題抽出・解決等を行う。

(2) 専門部会

以下の課題別に専門部会を設置し、地域の情報の共有や具体的議論を

行い定例会に報告する。

①相談支援部会

各相談支援事業者の代表者が集まり、日頃の相談等を通じての現状把握と課題の検討を行う。

②就労支援部会

障害者の就労に関する各機関が集まり、障害者の就労支援に関しての現状把握と課題の検討を行う。

(3) 運営会議(事務局)

各会議の事前調整、運営及び進行管理を行う。必要に応じて、会議を行う。